

各リスク評価手法の項目ごとの比較

項目		SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価	
生体牛の リスク 評価に 必要な 情報	1 侵入 リスク	1.1.1 輸入規則の概要及び規則(法令)			
		1.1.2 輸入規制の実施主体及び既成実施後の遵守状況	GBRに関するSSCの科学的見解(2000年7月) 英国最高リスク時期(1988～1993年)を基準とし、 輸入国・輸入時期により以下の乗数を用いた。		
		1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全体に関する情報	【 英国 最高リスク以外の時期】 1988以前と1994～1997...リスクを1/10にする 1998年以降...1/100にする 【 英国以外のBSEリスク国からの輸入】 リスクを1/100にする		
		1.1.4 BSEリスク国からの輸入牛に関する情報	GBRに関するSSCの見解 改訂版(2002年1月) 【 英国以外のリスク国からの輸入】 各国のリスクについて、時期別(R1、R2)に 更に詳細なリスクレベルの設定を行った。 R1: その国からの生体牛や肉骨粉の輸出が、輸入国に対しExternal challenge(海外からのBSE侵入リスク)を与えた可能性がある(possible)と みなされる時期。 リスクは英国最高リスク時期(1988～1993年)の1/1000とする R2: 輸入国に対し、External challengeを与えたと考えられる(likely)時期(R1より 可能性が高い) リスクは英国最高リスク時期(1988～1993年)の1/100とする	以下の3ステップに従い、侵入リスクを評価する。 STEP1 「BSEリスク国からの生体牛及びMBMの輸入データの収集」 特定の国の輸入データが、複数あり(自国の輸入データとEUROSTAT、 または輸出国からの輸出データ等)データ相互間で不一致がみられた場 合は、最悪のケースを想定するために、高い方の数値を採用する。 また、リスク未評価の国からの侵入リスクは、リスク国からの輸入と同じリ スクとみなし、侵入リスクとして検討の対象になる場合がある。 STEP2 「輸入生体牛等がBSE/牛システムに侵入したかどうかの判定」 リスクとみなすかどうかの規則を明確化した。 STEP3 旧評価手法のR値に代わり、新たに w という加重係数を導入。	英国以外の欧州の汚染率を英国の1/100と仮定して計算。 肉牛と乳牛のBSE発生率(1:4)も考慮に入れて計算。 GBR WG報告で「リスクとして考慮せず」となっていたものはリスク対象 から除外。 米国・カナダ・日本からの侵入リスクは、それぞれの国の汚染に影響を 与えたとは考えにくいので、現時点では考慮せず
		1.1.5 輸入牛でBSE感染牛が確認されたことがあるか			
	1.2 MBMの輸入	1.2.1 輸入規制の概要及び規則(法令)		英国最高リスク期間(1988～1993年、BSE有病率は5%と推定)における 動物を全てw=1と設定し、このような動物1頭(又はMBM 1トン)を1リスク 単位と考える。	
	1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	GBRに関するSSCの科学的見解(2000年7月) 英国最高リスク時期(1988～1993年)を基準とし、 輸入国・輸入時期により以下の乗数を用いた。	ある国の輸出時点での有病率が、たとえば0.5%だった場合、 その輸入の加重係数はw=0.1である。この場合、10頭で1リスク単位(英 国基準期間の輸出1頭分)となる。		
	1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報	【 英国 最高リスク以外の時期】 1986年以前と1991年～1993年...1/10にする 1994年以降...1/100にする 【 英国以外のBSEリスク国からの輸入】 リスクを1/10にする GBRに関するSSCの見解 改訂版(2002年1月) 【 英国以外のリスク国からの輸入】 各国のリスクについて、時期別(R1、R2)に 更に詳細なリスクレベルの設定を行った。 R1: その国からの生体牛や肉骨粉の輸出が、輸入国に対しExternal challenge(海外からのBSE侵入リスク)を与えた可能性がある(possible)と みなされる時期。 リスクは英国最高リスク時期(1986～1990年)の1/100とする R2: 輸入国に対し、External challengeを与えたと考えられる(likely)時期(R1より 可能性が高い) リスクは英国最高リスク時期(1986～1990年)の1/10とする	加重係数wの推定方法として、以下の3つの手法を使用。 BSurvEまたは他の適切な方法を用いて、当該輸出国の有病率を推定 し、これを基に推定。 EFSA GBRを用いて評価を行った国については、評価結果より算出。 信頼できる有病率の推定値が得られない場合は、一定のルールに基 づいて設定(当該輸出国の侵入リスクが高い状態になった時期や、経時 的な安定レベル等を考慮して決定)。	英国以外の欧州の汚染率を英国の1/100と仮定して計算 GBR WG報告で「リスクとして考慮せず」となっていたものはリスク対象 から除外。 米国・カナダ・日本からの侵入リスクは、それぞれの国の汚染に影響を 与えたとは考えにくいので、現時点では考慮せず	

項目		SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価
生体牛の リスク評価に 必要な情報	1 侵入 リスク	1.3 動物性油脂の 輸入	1.3.1 輸入規制の概要及び規則 (法令) 1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報 1.3.4 BSEリスク国から輸入された動物性油脂に関する情報	米国・カナダからの侵入リスクは、影響を与えたとはいえないので、現時点では考慮せず。
	2 暴露・ 増幅 リスク	2.1 飼料規制	2.1.1 飼料給与規制 (原料の規制、表示等) の概要及び規則 (法令)	
		2.2.1 飼料形態	2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法について 2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無 / 肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無 / 飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合	飼育構造 (乳牛と肉牛の割合) が国内の暴露・増幅リスクに影響する可能性があることを考慮
	2.2 遵守状況と 交差汚染の 可能性	2.2.2 飼料製造施設の 基本情報	2.2.2.1 飼料製造施設数 2.2.2.2 飼料生産量 2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量	【飼料給餌の影響評価】 国内で生産された全てのMBMが牛の飼料となった場合 ...係数 1 (最悪) 国内のMBM生産量の約20% (レンダリングされた全ての牛たん白質の20%) が牛飼料となった場合 (1986年までの英国の状況) ...低減係数 0.2
		2.2.3 規制の実施主体 及び遵守状況	2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況 2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制 (原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策 (製造工程分離等) などの概要及び規則 (法令)) 2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況	飼料製造・流通に関する規制、その遵守状況、交差汚染の可能性等を考慮。 「交差汚染防止を含まない飼料規制でのリスク低減効果は、 3年間でBSE汚染率が0.29 ~ 0.6に減少 すると考えられる」という欧州モデル (国内規制見直しの際使用) を考慮。
			GBRに関するSSCの科学的見解(2000年7月) 【給餌】 可(OK) ...どの牛にも哺乳動物由来の肉骨粉が与えられていない可能性が高い場合 合理的に可(Reasonably OK) ...自発的に与えられている可能性は少ないが、交差汚染が排除出来ない場合	
			専用の飼料製造工場・レンダリング工場が使われており、交差汚染排除のための管理に関するデータが提供されている ...低減係数 0.1 農場で飼育されている全ての動物に対して、哺乳類由来のMBM飼料規制が十分に実施されており、信頼できる査察により評価されている ...低減係数 0.001 (最善)	

項目				SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価
生体牛のリスク評価に必要な情報	2 暴露・増幅リスク	2.2 遵守状況と交差汚染の可能性	2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質(牛の血清成分等)による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果	2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細		
			2.2.4.2 サンプリング方法(バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所(飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場))及び検査方法の詳細			
			2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性			
			2.2.4.4 フィードバック違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細			
		2.2.5 牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について				
	2.3 特定危険部位 (SRM) の利用	2.3.1 基本情報	2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量	GBRに関するSSCの科学的見解(2000年7月) 【レンダリング】 可(OK) ...133 /20分/3気圧を標準として操業している工場の場合のみ	【レンダリングの影響評価】 レンダリングが大気圧下で行われた場合 ...低減係数は0.1 133 /20分/3気圧のシステムの場合 ...低減係数は0.001	{BSEの暴露・増幅リスクシナリオ} BSEに感染した牛1頭(成牛)に含まれる感染価は 約8000ID ₅₀ で、その99.4%は特定危険部位にあると考えられている。(EC/SSCリスク評価より)
			2.3.2 死廃牛の処理	2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則(法令) 2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況	合理的に可(Reasonably OK) ...133 /20分/3気圧を標準として操業し、高危険度の材料(SRM、死廃牛、人間による消費に適さない材料)を加工処理しているすべての工場。(低危険度の材料は、よりゆるやかな条件下で加工処理される)	これ以外のレンダリングシステムや、様々なシステムを組み合わせた場合、低減係数は1~0.001となる
		2.3.3 特定危険部位 (SRM) 等の取り扱い	2.3.3.1 SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷 2.3.3.2 頭部(扁桃を含む、舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の利用実態 2.3.3.3 頭部(扁桃を含む、舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理方法	GBRに関するSSCの科学的見解(2000年7月) 【SRM除去】 可(OK) ...輸入牛及び国産牛からのSRM除去が行われており、良好に実施され、かつ証明できることが規定されている。死廃牛は飼料連鎖から排除されている。 合理的に可(Reasonably OK) ...輸入牛及び国産牛からのSRM除去が行われているが、良好に実施されていない、または記録が残っていない。 「合理的に可」の条件 + SRM除去を行った死廃牛がレンダリングから除去されている場合、「SRM除去」は「可」とみなすことができる。 レンダリングのみから死廃牛を除去することは有用とは考えられるが、「合理的に可」のSRM除去ほどは効果的ではない。	【SRM除去の影響評価】 SRMがレンダリング時に除去されずに、飼料連鎖に入る...係数1(最悪) OIEのSRMリストを完全に遵守し死廃牛が除外されている...低減係数0.001(最善) (しかしこの低減係数は、これまで得られたことのない理想的な状況におけるものであり、妥当と考えられる値は0.01) 死廃牛のみが除去されている場合... (感染負荷の60%が除去されているとし)低減係数0.4 SRMの多くが食用となる場合(脳全体が食用に回る場合)... (感染負荷の60%が除去されているとし)低減係数0.4 公式のSRM禁止令が導入されても、完全な遵守の証拠が提供されない場合(管理データがない、またはデータが一部のみなど) ...低減係数はさまざま	133 /20分/3気圧のレンダリングにより、感染価が約1/100に減少すると仮定すれば、1頭の肉骨粉等(動物性油脂含む)の感染価は約100ID ₅₀ 交差汚染の確率を10%と仮定すれば、交差汚染後の確率はP=0.1 レンダリングされた肉骨粉が交差汚染や残さを通じて牛に戻る量を10%と仮定すると、感染量は約10ID ₅₀ 年間100頭の陽性牛が処理された場合、P=1で100回レンダリングにまわり、交差汚染を起こす回数は年間10回に1回と仮定すれば、年間10回(100回/10)は感染が起こる可能性があり、総感染量は約100ID ₅₀ (10ID ₅₀ × 10回)。 このシナリオでは感染規模は定常状態となる。交差汚染の確率がこれより減少すれば感染は減少、このレベルに達しなければ感染は拡大する。 感染確率が減少する場合は、長期的には年間10回が5回に、更に年間1回、2年に1回、5年に1回...という不連続な流行にパターンが変化する。
	2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症 (TSE) 発生状況	2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理(処分)状況				
		2.4.2 国内防疫規制の概要				TME、CWDについて考慮。

項目		SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価									
生体牛のリスク評価に必要な情報 (サーベイランスによる検証)	3.1 母集団の構造	3.1.1 反すう動物の飼養実態	<p>GBRに関するSSCの見解 改訂版(2002年1月)</p> <p>現在のGBRのリスク評価は、これまでのところ単に国全体及び全動物群を対象としたものである。これは地域的データの入手可能性が限られていたためである。SSCは地域的な差異の問題、例えば畜産のタイプの違い、肉牛か乳牛か、飼料あるいはと畜年齢の違いなどの問題を軽視しているわけではない。地域規模での完全なデータセット、つまり定義された地理的区域に明確に関連したデータセットが提供されれば、国全体に関するデータと同様に評価することができるだろう。</p>	<p>旧評価手法では、侵入リスクの大きさは、母集団全体の規模や構造とは無関係であるとみなされていたが、新評価手法ではこのBSE感染のリスクに曝された牛母集団の規模を考慮に入れることにした。</p> <p>牛母集団が1000万頭以上と大きい国で、BSEに感染するリスクが非常に大きくなく、輸出国の安定性に変化が無い場合には、リスクが大きくなる期間への以降は5年延長される。</p> <p>つまり、旧評価手法では、5年間でR1からR2に移行していたが、この場合は10年経って初めて上昇することになる。</p>	母集団の規模を考慮。								
	3.2 BSEサーベイランスの概要	<table border="1"> <tr> <td>3.2.1サーベイランス制度の概要および規則(法令)</td> <td> 3.2.1.1 制度の概要について 3.2.1.2 BSEサーベイランスに関する規則について 3.2.1.3サーベイランスの実施主体 </td> </tr> <tr> <td>3.2.2サーベイランスの成績</td> <td> 3.2.2.1 実施頭数 3.2.2.2 地理的分布状況 </td> </tr> <tr> <td>3.2.3試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.2.4検査手法</td> <td> 3.2.4.1 検査材料採取手法(採取を行う者に関する情報(資格、その他)を含む)及びガイドライン 3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ 3.2.4.3 検査手法 3.2.4.4 検査施設 3.2.4.5 確認検査の判定体制 </td> </tr> </table>	3.2.1サーベイランス制度の概要および規則(法令)	3.2.1.1 制度の概要について 3.2.1.2 BSEサーベイランスに関する規則について 3.2.1.3サーベイランスの実施主体	3.2.2サーベイランスの成績	3.2.2.1 実施頭数 3.2.2.2 地理的分布状況	3.2.3試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合		3.2.4検査手法	3.2.4.1 検査材料採取手法(採取を行う者に関する情報(資格、その他)を含む)及びガイドライン 3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ 3.2.4.3 検査手法 3.2.4.4 検査施設 3.2.4.5 確認検査の判定体制	<p>SSC GBRの評価法では、サーベイランスデータ、特に検査結果が考慮されているが、データは評価結果に寄与しない。BSE病原体の侵入及び拡大の防止という点からは、これらの検査結果がGBRの最終評価に及ぼす影響はごくわずかである。場合によっては、国/地域の安定性に関する最終的な様相が大きく変わる場合がある。</p>	<p>EFSA GBR方法論におけるサーベイランスデータとその使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランスデータがないからといって、侵入リスクが極めて低く、そのためBSEリスクが生じる可能性が少ない国の最終結果が変わることはない。 ・同じく、サーベイランスデータがあっても、侵入リスクレベルが高く、管理システムが非常に極めて不安定な国の最終結果が変わることはない。 ・EFSA GBRにより推定されたある国における病気とそのリスクの漸進的変化を使用して、当該項目/地域のサーベイランスの値を判定することができる。 ・サーベイランス制度から得た結果を使用して、BSEリスクの増加・減少傾向の確認を中心として、評価結果を裏付けることができる。 <p>十分なサーベイランスデータを入手できれば、有病率が推定でき、加重係数を推定することができる。</p>	<p>検査手法について考慮。</p> <p>サーベイランスの制度の概要、変遷等を考慮。</p> <p>実施頭数、地理的分布状況等を考慮。</p> <p>米国・カナダに我が国のサーベイランスデータを外挿し、BSE検査陽性牛の発見頭数を推定。</p>
	3.2.1サーベイランス制度の概要および規則(法令)	3.2.1.1 制度の概要について 3.2.1.2 BSEサーベイランスに関する規則について 3.2.1.3サーベイランスの実施主体											
	3.2.2サーベイランスの成績	3.2.2.1 実施頭数 3.2.2.2 地理的分布状況											
3.2.3試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合													
3.2.4検査手法	3.2.4.1 検査材料採取手法(採取を行う者に関する情報(資格、その他)を含む)及びガイドライン 3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ 3.2.4.3 検査手法 3.2.4.4 検査施設 3.2.4.5 確認検査の判定体制												
3.3 BSE認知プログラム	3.3.1 BSE認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域 3.3.2 BSE認知プログラムに関与している関係者(獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等)及び人数 3.3.3 関係者に対する研修の有無 3.3.4 BSEが確認された場合の対応												
3.4 BSEが疑われるすべての牛の調査及び届出義務	3.4.1 BSEが正式に法定伝染病に指定された日付 3.4.2 届出義務のあるBSEが疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について 3.4.3届出義務の推進策(届出を確実に履行する/義務付けるための措置)及びBSEが疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明 3.4.4 BSEが疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について 3.4.5調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無												

項目			SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価	
牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報	1 と畜対象	1.1 トレーサビリティ	1.1.1 個体識別規制の概要及び規則(法令)		<p>個体識別制度の有無・内容、それ以外の月齢確認の方法、それぞれの割合等を考慮。</p> <p>米国の場合、A40解析データ報告を考慮 21ヵ月齢以上の牛の枝肉がA40以下に評価される可能性は、99%の信頼度で1.92%以下(追加データでは0.95%以下)</p>	
			1.1.2 個体識別のための登録項目			
	1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況					
	1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法					
	1.2 と畜頭数			<p>肉用牛の年間と畜頭数を考慮。</p> <p>英国の疫学データ、日本のBSE検査データ(20例のBSE陽性牛の全てが乳用ホルスタイン種であり、このうち18例は乳用経産牛、2例は去勢雄の肥育牛)、出生後の人工乳給与のような飼育様式の違いによるリスクの差を考慮し、肉用種は乳用種に比べ、若齢牛は経産牛に比べリスクは相対的に低いとした。</p>		
	2 と畜場	2.1と畜場の概要	2.1.1 と畜場に関する規制の概要			と畜場の規模、ライン数、一日のと畜頭数などを考慮。
			2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況			
			2.1.3 規模別と畜場数			
		2.2と畜処理の概要	2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート			と畜場における一般的なフローチャートを考慮。 獣医官・検査官数などを考慮。
			2.2.2 食肉検査官・獣医官について			
		2.3と畜前検査	2.3.1 と畜前検査の概要			<p>と畜前検査の流れを考慮。</p> <p>一日の検査頭数から、一頭の目視検査に要する時間を検討。</p> <p>英国のBSE疫学データ(18万頭のBSE発症牛のうち、20ヵ月齢以下の発症牛は高汚染時に1頭のみ発見)を考慮し、20ヵ月齢以下のBSE感染牛で神経症状を呈しているものがと畜前検査で見逃される可能性は極めて低いとした。</p>
	2.4と畜場でのBSE検査	2.4.1 BSE検査実施要領			健康と畜牛の検査の有無を考慮。	
2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法						
2.4.3 検査方法						
2.4.4 BSE検査結果						
2.5スタンニングの方法	2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則(法令)			スタンニングに関する規制、スタンニングを行っている施設数、使用されるスタンニングの種類等を考慮。		
	2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況					
	2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合					
	2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数及び割合					
	2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合					
2.6ピッシング	2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則(法令)			ピッシングに関する規制、ピッシングを行っている施設数、ピッシングによる汚染リスク等を考慮。		
	2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況					
	2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合					

項目		SSC GBR (旧評価手法)	EFSA GBR (新評価手法) GBR評価手法の改訂に関する意見書(2007年3月)	日本 米国・カナダ リスク評価		
牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報	2 と畜場	2.7 頭部(扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の除去	2.7.1 解体処理について		SRM除去に関する規制、SRM除去・処理方法、せき髄組織の残存確認の方法等を考慮。	
			2.7.2 頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理			
		2.8 衛生標準作業手順(SSOP)及び危害分析重要管理点方式(HACCP)に基づく管理	2.8.1 SSOP及びHACCPに関する規制の概要及び規則(法令)			HACCP、SSOPに関する規則の有無、遵守状況の検証等について考慮。
			2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況			
	2.8.3 代表的なSSOPとHACCPの見本					
	2.8.4 と畜場におけるSSOP及びHACCP導入施設数及び割合					
	3 食肉処理場	3.1 食肉処理場の概要	3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要		食肉処理場の規模、ライン数、一日の食肉処理頭数などを考慮。	
			3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況			
			3.1.3 規模別食肉処理場数			
		3.2 食肉処理の概要	3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート		食肉処理場における一般的なフローチャートを考慮。 獣医官・検査官数などを考慮。	
			3.2.2 食肉検査官・獣医官について			
	3.3 せき柱の取り扱い	3.3.1 せき柱の除去手法について		せき柱除去に関する規制、除去・処理方法等を考慮。		
		3.3.2 せき柱の処理方法について				
	3.4 SSOP及びHACCPに基づく管理	3.4.1 SSOP及びHACCPに関する規制の概要及び規則(法令)		HACCP、SSOPに関する規則の有無、遵守状況の検証等について考慮。		
		3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況				
3.4.3 代表的なSSOPとHACCPの見本						
3.4.4 食肉処理場におけるSSOP及びHACCP導入施設数及び割合						
4 食肉等のリスク	4.1 食肉および機械的回収肉(MRM)	4.1.1 機械的回収肉(MRM)(先進的機械回収肉(AMR)含む)に関する規制の概要及び規則(法令)		MRMに関する規制、MRM肉が輸出対象となっているか等を考慮。		
		4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況				
		4.1.3 機械的回収肉(MRM)を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数				
4.2 内臓	4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法		内臓の輸出実績、内臓の取り扱いに関するSSOPやマニュアルの有無を考慮。 回腸遠位部以外の小腸のリスクに関しては、英国と日本での感染実験(回腸遠位部以外の小腸には感染性は見られず)を考慮。 内臓のSRMによる汚染リスクは、食肉と同様のリスクであり、他の組織を汚染しないようにSRMを適切に除去すればリスクは回避できるとした。			
	4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無					
5 その他	5.1 輸出のための付加的要件等	5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況				

GBRに関するSSCの見解 改訂版(2002年1月11日採択) 海外からの侵入リスク(External challenge)評価に関する各国の時期別(R1、R2)リスクレベルの設定																								
年	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	1	2	3
国名/GBR																								
アルバニア/																								
オーストリア/																								
ベルギー/																								
キプロス/																								
チェコ共和国/																								
デンマーク/																								
エストニア/																								
フィンランド/																								
フランス/																								
ドイツ/																								
ハンガリー/																								
アイルランド/																								
イタリア/																								
リトアニア/																								
ルクセンブルグ/																								
オランダ/																								
ポーランド/																								
ポルトガル/																								
ルーマニア/																								
スロバキア共和国/																								
スロベニア/																								
スペイン/																								
スイス/																								
ギリシャ/																								
日本/																								
英国 生体牛																								
英国 肉骨粉																								

GBR 及び の国と、 その国々のR1、R2の時期			
国名	GBR	R1	R2
アルバニア		データなし	1988
オーストリア	6	1988	1990
ベルギー		1983	1987
キプロス		1980	1990
チェコ共和国		データなし	1988 1
デンマーク		1985	1990
エストニア		1987 2	1988 2
フィンランド	6	1980	1990
フランス		1979	1980
ドイツ		1980 3	1988 3
ハンガリー		1981	1982
アイルランド		1980	1980
イタリア		1983	1990
リトアニア		データなし	1994 4
ルクセンブルグ		1983	1987
オランダ		1985	1987
ポーランド		1980	1987
ポルトガル		1979	1987
ルーマニア		データなし	1981
スロバキア共和国		データなし	1988 1
スロベニア	6	1981 4	1991 4
スペイン		1985	1987
スイス		1979	1980
ギリシャ		1985 5	1990 5
日本		1985 5	1990 5

1...CSSRの一部。
2...ソ連邦の一部。
3...西独のみで、東独は1988年以降。
4...旧ユーゴスラビア共和国
5...GBR評価の間、R1及びR2の年次は推定。
6...オーストリア、フィンランド、スロベニアは以前GBR だったが、現在はGBR に分類。これら諸国からの報告書を現在見直し中。

注) 時期別の色分けについて

英国以外の BSEリスク国	R1 その国からの生体牛や肉骨粉の輸出が、輸入国に対しExternal challenge(海外からのBSE侵入リスク)を与えた可能性がある(possible)とみなされる時期。 リスクは、生体牛については、英国最高リスク時期(1988～1993年)の1/1000 肉骨粉は英国における最高リスク時期(1986～1990年)の1/100とする
	R2 その国からの生体牛や肉骨粉の輸出が、輸入国に対しExternal challenge(海外からのBSE侵入リスク)を与えた可能性があり得る(likely)(R1より可能性が高い)とみなされる時期。 リスクは、生体牛については、英国最高リスク時期(1988～1993年)の1/100 肉骨粉は、英国における最高リスク時期(1986～1990年)の1/10とする
英国	英国最高リスク時期。 生体牛: 1988～1993年 肉骨粉: 1986～1990年
	リスクを、英国最高リスク時期の1/10とする時期。 生体牛: 1988年以前及び1994～1997年 肉骨粉: 1986年以前及び1991～1993年
	リスクを、英国最高リスク時期の1/100とする時期。 生体牛: 1998年以降 肉骨粉: 1994年以降

侵入リスク

SSC GBR (旧評価手法)						
海外からのBSE侵入リスク	輸入された牛(頭数)			輸入肉骨粉(トン)		
	1988~1993年英国から	1988年以前及び1994~1997年の英国からの輸入: 1/10	1997年以後: 1/100	1986~1990年英国から	1986年以前及び1991~1993年の英国からの輸入: 1/10	1993年以後: 1/100
極めて高い	≥10,000	1988年以前及び1994~1997年の英国からの輸入: 1/10 1997年以後: 1/100	他のBSE発生国からの輸入: 1/100 { GBRに関するSSCの見解改訂版2002年1月} 他のBSE発生国からの輸入: R1:1/1000 R2:1/100	≥10,000	1986年以前及び1991~1993年の英国からの輸入: 1/10 1993年以後: 1/100	他のBSE発生国からの輸入: /10 { GBRに関するSSCの見解改訂版2002年1月} 他のBSE発生国からの輸入: R1:1/100 R2:1/100
非常に高い	1,000_<10,000			1,000_<10,000		
高い	100_<1,000			100_<1,000		
中程度	20_<100			20_<100		
低い	10_<20			10_<20		
非常に低い	5_<10			5_<10		
無視できる	0_<5			0_<5		

EFSA GBR (新評価手法)		
英国又は他のBSEリスク国からの侵入リスクレベル	侵入リスクレベル	加重係数を使用した生体牛及びMBM輸入に基づくリスク単位
極めて高い	非常に高い	高い
非常に高い	高い	中程度
高い	中程度	低い
中程度	低い	非常に低い
低い	非常に低い	無視できる
非常に低い	無視できる	

安定性

SSC GBR (旧評価手法)						
BSE感染性の水準	安定性	レベル	BSE感染性に対する効果	最も重要な安定性の要素		
				給餌	レンダリング	SRM
システムはBSE感染性を低下させる	安定:	最も安定(注)	非常に急速	問題なし	問題なし	問題なし
		非常に安定	急速	2つが「問題なし」、1つが「ほぼ問題なし」		
		安定	緩慢	2つが「問題なし」、または1つが「問題なし」で2つが「ほぼ問題なし」		
	中程度に安定		差し引き一定	3つが「ほぼ問題なし」、または1つが「問題なし」		
	不安定:	不安定	緩慢	2つが「ほぼ問題なし」		
	システムはBSE感染性を増大させる	非常に不安定	急速	1つが「ほぼ問題なし」		
	極めて不安定	非常に急速	「ほぼ問題なし」もなし			

EFSA GBR (新評価手法)				
そのBSE安定性レベル及び増幅率(R ₀)	安定性	レベル	BSE有病率への影響	R ₀ (期間毎の最終的な増幅率)
このシステムによりBSE感染性は低下	安定:	最も安定(注)	非常に急速	0~0.05
		非常に安定	急速	0.05~0.2
		安定	緩慢	0.2~0.5
	中程度に安定		差し引き一定	0.5~2
	不安定:	不安定	緩慢	2~5
	このシステムによりBSE感染性は増幅	非常に不安定	急速	5~15
	極めて不安定	非常に急速	>15	

最終的なR₀は、
 $R_{max}(1,000) \times \{SRM除去低減係数\} \times \{レンダリング低減係数\} \times \{飼料給餌低減係数\}$
 でもとめられる。

R_{max}設定値 = 1,000。(R_{max}:R₀の上限)